



福岡県医第1348号(地)
平成21年10月23日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

特定健診の詳細項目の扱いについて

時下 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、特定健診の詳細項目の実施につきましては、厚生労働省作成の「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」の中で、「詳細な健診項目の選定について(P44)」示されており、以下の基準に該当する者のうち、医師が必要と認める者については、詳細な健診を実施することとされております。万一、判定基準に満たない者に対して詳細健診を実施した場合には、保険者より返戻されることもありますのでご留意いただきたく存じます。

つきましては、再度、下記判定基準をご確認いただいた上で詳細健診を実施していただきますよう、実施医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

(1) 心電図検査

- 前年の健診結果等において、①血圧、②脂質、③血糖、④肥満の全ての項目について、以下の基準に該当した者

(2) 眼底検査

- 前年の健診結果等において、①血圧、②脂質、③血糖、④肥満の全ての項目について、以下の基準に該当した者

(3) 貧血検査

- 貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者

【判定基準】(心電図検査、眼底検査)

①血圧	a 収縮期	130mmHg 以上 又は
	b 拡張期	85mmHg 以上
②脂質	a 中性脂肪	150mg/dl 以上 又は
	b HDLコレステロール	40mg/dl 未満
③血糖	a 空腹時血糖	100mg/dl 以上 又は
	b HbA1cの場合	5.2%以上

小郡三井医師会より

特定健診担当理事 名取一幸
特定健診副担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

- ④肥満
- a 腹囲が85cm以上（男性）・90cm以上（女性）の者
（内臓脂肪面積の測定が出来る場合には、内臓脂肪面積が100平方cm以上）又は
 - b 腹囲が85cm未満（男性）・90cm未満（女性）の者でBMI
が25以上の者